

社会福祉法人新日本学園 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新日本学園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等について必要事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会委員とは定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。

(報酬総額)

第3条 役員及び評議員選任・解任委員会委員に対する報酬の会計年度ごとの総額は3,500,000円以内とする。

- 2 評議員に対する報酬の会計年度ごとの総額は定款第8条に定める額とする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第4条 役員(ただし、法人職員を兼務し職員給与が支給されている理事を除く)が理事会に出席したときは、当日の報酬及び費用弁償を別表1により支払う。

2 評議員及び役員(ただし、法人職員を兼務し職員給与が支給されている理事を除く)が評議員会に出席したときは、当日の報酬及び費用弁償を別表1により支払う。

3 評議員選任・解任委員会委員が(法人職員を兼務し職員給与が支給されている同委員を除く)が同委員会に出席したときは、当日の報酬及び費用弁償を別表1により支払う。

4 前3項のいずれかにより出席報酬等が支給された場合は、同日に行われた法人の他の会議等の出席報酬等は支給しない。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第5条 役員(理事長及び法人職員を兼務し職員給与が支給されている理事を除く)が理事会等出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設関係の業務を行った場合は、当日の報酬及び費用弁償を別表2により支払う。

2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設関係の業務を行った場合は、当日の報酬及び費用弁償を別表2により支払う。

(監事の監査報酬等)

第6条 監事が定款第18条に基づき法人及び施設の運営状況及び会計の執行状況に関する監事監査業務を行った場合は、当日の報酬及び費用弁償を別表3により支払う。

(理事長の業務報酬等)

第7条 理事会及び評議員会出席以外の日で、法人の業務に週平均2日勤務にあたる理事長に対しては、月額報酬を別表4により支払う。

2 報酬の支給日は毎月27日とする。なお、支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日にあたるときは前日及び前々日に支払う。

3 交通費及び必要経費は別に支払う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(附則)

1 この改正規程は令和5年12月27日から施行する

2 平成30年3月1日施行の旧規程は廃止する。

別表1 (理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会出席報酬等)

	日 額
理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会出席報酬	18,000円 (源泉徴収後の金額とする)
上記に係る費用弁償	2,000円

別表2 (理事・監事・評議員業務報酬等)

	日 額
理事・監事・評議員業務報酬	18,000円 (源泉徴収後の金額とする)
上記に係る費用弁償	2,000円

別表3 (監事監査業務報酬等)

	日 額
監事監査業務報酬	18,000円 (源泉徴収後の金額とする)
上記に係る費用弁償	2,000円

別表4 (理事長業務報酬)

	月 額
理事長業務報酬	200,000円